

共八

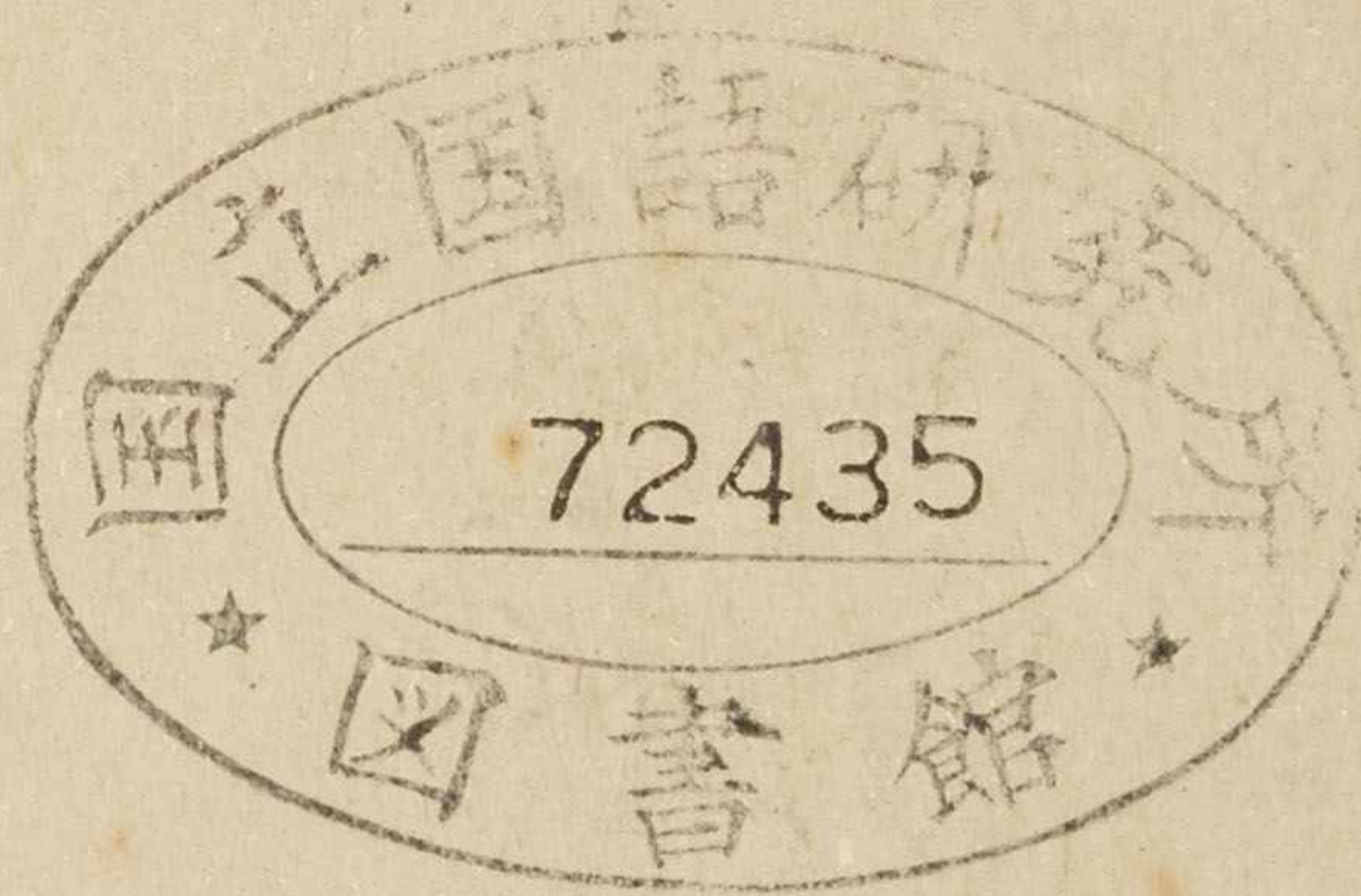
教育部著作

高等小學讀本八

發賣所
株式會社
國定教科書共同販賣所

K1

Mo



文部省著作

高等小學讀本
八



發賣所

株式會社
國定教科書
共同販賣所

目録

第一課	阿閉掃部と 青木方齋	一	第十一課	福澤諭吉	五十四
第二課	近松門左衛門	五	第十二課	電氣の利用 (一)	五十八
第三課	俳句	九	第十三課	電氣の利用 (二)	六十三
第四課	本居宣長	十三	第十四課	大日本帝國憲法 及ビ皇室典範	六十九
第五課	瀧澤馬琴 著作の苦心	十九	第十五課	井上毅と ぼあそなード	七十七
第六課	勸學の歌	二十七	第十六課	親族	七十九
第七課	小書記勉三 (一)	三十	第十七課	處世の歌	八十六
第八課	小書記勉三 (二)	三十六	第十八課	政務の組織 (一)	九十一
第九課	吉田松陰	四十二	第十九課	政務の組織 (二)	九十五
第十課	洋學ノ發達	四十七	第二十課	政務の組織 (三)	九十八

高讀八

高讀八

第一課 阿閉掃部と青木方齋。

徳川家康の次子、秀康が臣に、こま狛伊勢いせといふものあり。あるとき、其子によろひ鎧の着初せさせんとて、阿閉掃部あとぢかもんといふものを招待して、鎧着することを頼みけり。掃部は、同じく、秀康の臣にて、其頃、武功の譽高かりし人なり。さて、着初の式すみて、やがて、祝宴となれるとき、伊勢掃部いせかもんに向ひて、「今日は、愚息がよろひ鎧の着初にて候へば、御身が武功の物語して、これに聞かせ候へ」といふに、掃部「いや。それがしには、御話し申すべきほどの武功とては候はず。されど、御望もだし難く候まゝ、かつて見申し、む武者しゃ振ぶの見事なる士の事を御話し申すべし」とて語り出づ

るよし、

「江州賤嶽しづがたけの合戦に、日も暮方に及びたる頃、それがし一騎、余吾よごの湖のあたりを過ぎ候ひしに、敵とおぼしきもの、しきりに、後より、ことばをかく。それがし馬ひき返し候ひしに、其もの申し候は、『今朝より駈けまはり候へども、いまだ、よき敵に逢ひ申さず。今、御人體を見うけて、幸とこそ存じ候へ。不束ふつつかながら、御相手になり申すべし。』とて進み寄る。それがしも、『それこそ、こなたも望むところにて候へ。』とて、互に、馬を下りて、槍やりを合せんとするに、『しばらく御待ち候へ。今朝より、雑兵ぞうひどもを突き崩し候へば、槍、いたくよごれて候。槍を洗

ひ候て、御相手になり候はん。』とて、槍を湖にひたして、二三べんうち洗ひて、『いぎ。』といふ。『おー。』と答へて突き合ひしが、久しく勝負なかりしほどに、日は暮れ果て、ものゝあやめもわかずなりぬ。

此時、かなたより、聲をかけて、『あ。しばらく。もはや、槍先やりさきも見えずなりて候。残多くは候へども、これまでにて候。御暇申すべし。さるにて、御名こそ承りたく候へ。それがしは青木新兵衛と申すものなり。』とて、それがしが名をも承りて、さて、また、『後日、陣頭に出合ひ候はば、互に、人手にはかゝり申すまじく候。もし、また、味方にて候はば、わりなき交いたすべし。さらば。』といひて

立ち別れぬ。

それがし、弱年の頃より、幾度となく、戦場に出で候ひしが、かばかり見事なる士は、つひに見しこと候はず。いかが成り果て候にか。」と語りけり。

其頃、伊勢のもとに、心安く出入する浪士に、青木方齋ほーさいといふものあり。此日も來りて、勝手に居りしが、此話を聞きて、勝手よりにじり出で、掃部かもんに向ひて、さても、ただいまの御話を承りて、いまさら、昔を思ひ出で、涙を落して候。其時の御相手、青木新兵衛は、恥かしながら、それがしにて候。かく申すばかりにては、うきたる事におぼさる

べし。』とて、其時の、雙方の鎧よろひのをどし、馬の毛色など、くはしく語り出でけるに、さらに、違ふことなかりけり。掃部うち驚きて、「さてく、久しくて逢ひ候ものかな。年來の本望、こゝに達して候。』とて、盃を方齋にさし、腰の脇わきざし差をとりて與へけり。これより、方齋の名、一時に高くなりて、やがて、秀康の耳にも入り、掃部と同祿にて召し出されけりとぞ。

第二課 近松門左衛門。

元祿時代は、徳川時代の太平が、其極に達した時代である。武士が鎧よろひの袖をしいて野營したのは昔の夢額むたかひに、刀傷のあるものさへ、もはやなくなつて、世は、唯、奢侈をきは

め、歡樂をほしいまゝにしてゐる。すべて、文學は、太平の時に榮えるのがつねであるが、戰國以來、久しく衰微してゐた文學は、こゝにおいて、種々の方面に起つてきた。芭蕉の俳諧、西鶴の小説、いづれも、此時代の珍とすべきものであるが、ことに、異彩を放つものは、近松門左衛門の淨瑠璃である。

近松門左衛門は、長州の人、杉森某の子で、本名を杉森信盛といひ、號を巢林子といふ。若い時、僧となつて、肥前の國唐津の近松寺にゐたが、まもなく還俗して、京都に上り、一條家に仕へて、六位に叙せられた。當時、あやつり芝居や歌舞伎芝居が、盛に行はれてゐた。

ので、門左衛門も、ときどきは、其見物に行つたが、あやつり芝居で語る浄瑠璃じよーりや、歌舞伎芝居の脚本の、いかにも單純なものを見て、其面目を一新する考をおこして作つてみた。ところが、門左衛門の作つたものは、非常に評判がよくて、それを興行する芝居は、いつも大當であつたといふことである。

門左衛門が、いつごろから、浄瑠璃じよーりや脚本を作つたか、いつごろ、仕を辞したか、そこは、しかとはわからんが、元祿三年には、當時第一の浄瑠璃語、竹本義太夫に頼まれ、浄瑠璃作者となつて、京都から、大坂に下つたのである。それから三十餘年の間、年々、二三種づつの浄瑠璃を作り、すべて



百餘種を作つて、享保九年、
七十二歳で死んだ。

門左衛門の浄瑠璃には、
歴史上の事實によつて作
たもの、即ち時代物と、其
頃の出来事によつて作つた
もの、即ち世話物との二

種あるが、いづれも趣向の巧と、文章の妙とを極めよく、
人情の機微をうがてゐる。名高い作も多い中に、國姓爺
合戦といふ浄瑠璃を、竹本座で、あやつりにかけて語つた
ときには、「あはれ、古今の名作」といふので、大坂附近はも

とより、遠國の人まで、見物に來て、あしかけ三年、十七箇月が間、大入であつたといふことである。

淨瑠璃は、門左衛門の前にも、たくさん出たし、後にも、何百種といふほど出たが、一として、門左衛門の作に及ぶものはない。此時代の大學者で、よーい、人に賞讃せなんだ、荻生徂徠も、門左衛門の淨瑠璃には、さすがに感心してゐたといふことである。門左衛門の淨瑠璃は、其後の作者はもとより、脚本や小説を作る人などが、模範として尊重するものである。

第三課 俳句。

俳句は、思想、感情、想像などを、十七音の中にいひあらは

すものなり。いま、四季にわたりて、其二例づつをあげ、これを評釋すべし。

鶯の身をさかさまに初音かな。

春風に尾をひろげたる孔雀かな。

前のは其角きかくの句。鶯の幽谷を出で、梅が枝などに來て、身をさかさまにして、初音をもらすさまを詠めるなり。身をさかさまに。』といへる、すこぶるおもしろし。後のは子規しきの句。春風、そよくと吹く春日はるび和よりに、孔雀の、彩紋ある尾をひろげたるさまを詠めるなり。其艷麗思ひやるべし。

夏川を越すうれしさよ手に草履。

とーくと瀧の落ち込む茂りかな。

前のは蕪村ぶそんの句。夏川を渡らんとして、草履を脱ぎて、手に持ち、裾をからげて渡るとき、感情を詠めるなり。つめたき川の中に、ほてりたる足をひたして渡る、げにもうれしきこゝちなるべし。

後のは士朗しろうの句。青葉、若葉の茂りあへるあたり、瀧のとーとーと落ち込むさまを詠めるなり。涼氣、身に迫るを覺ゆ。

荒海や佐渡に横たふ天の川。

小家つづき垣根くの黄菊かな。

前のは芭蕉ばしよの句。越後の國出雲崎といふ所にて、ふして、

怒濤どとうのたけり狂ふ北海を見あふいで、漠々ばくばくと、佐渡の方へ横たはる天の川をながめて詠めるなり。一吟して、たちまち、豪壯の感に打たる。古今の名吟といはるゝも、うべなり。

後のは牧童ぼくどうの句。山の麓ふもとなどに、小家つづきて、いづれの、さゝやかなる庭の垣根にも、黄菊、今を盛と咲き、句へるさまを詠めるなり。秋日和の山家のさま、さながら見るがごとし。

ながくと川一筋や雪の原。

羊煮て兵をねぎらふ霜夜かな。

前のは凡兆ぼんちやうの句。雪一面に降りしきて、銀世界をなせる

原の中をながくと一筋の川の亘わたれる景色を詠めるなり。景色の大にして、しかも判然と現されたるところ、元祿時代の名吟たるを失はず。

後のは召波しよはの句。霜軍營に満ちたる夜、軍將、羊を煮て、兵士をねぎらふといふ意なり。『羊を煮る。』とあれば、まづ大陸の平野を想像すべし。

第四課 本居宣長。

徳川家康、天下ヲ一統シテ、幕府ヲ、江戸ニ開キシトキ、天下ノ泰平ヲ保タンニハ、學問ノ普及ヲ圖ルニシカズ。トテ、大イニ、儒學ヲ起シ、代々ノ將軍、マタ、其獎勵ニカヲ用ヒシカバ、天下、靡然トシテ、コレニオモムキ、多クノ儒者、

アヒツイデ起ルニイタレリ。

サレド、當時ノ儒者ハ、儒教ヲ尊ブアマリ、支那ノ事物ト
ダニイヘバ、何事モヨシト心得、其極ツヒニ、名分ヲミダ
リ、内外本末ノ辨ヲアヤマルモノ多キニイタレリ。山崎
闇齋アンサイトイフ儒者ノ門人ラハ、「支那モシ、孔子コウシヲ以テ大將
トシ、孟子モウシヲ以テ副將トシ、大軍ヲヒキキテ、ワガ國ニ攻
メ來ラバ、諸子之ヲ如何セントスル。」ト、師ニ問ハレシ時、
一同、顔ヲ見合セテ答フルコトアタハザリキ。又、荻生徂
徠ライノゴトキモ、孔子ノ賛ノ後ニ、ミヅカラヲ「東夷」ト記シ
タリトイフ。カ、ル例ハ、スコブル多シ。其反動、アニ起ラ
ズシテヤムベケンヤ。

其反動ハ、ハジメ、水戸ニ起リ、ツイテ盛ニ、國學者ノ間ニ起リヌ。ミナ、敬神尊王ノ說ヲ持シテ、國體ノ發揮ニツトメ、カノ儒者ガ、ワガ國ニ、固有ノ道アルコトヲ知ラズシテ、イタヅラニ、他國ノ教ニ心醉セルコトヲ攻撃セリ。シカシテ、國學者ハ、國體ヲ發揮スルニハ、古典ニ通ゼザルベカラズ、古典ニ通ゼンニハ、古語ニ明カナラザルベカラズ。トテ、大イニ、古文學ヲ研究セリ。カ、ル目的ヲ以テ、古文學ヲ研究セシモノ、サキニ、荷田春滿カダ アツマ マロアリ、其弟子ニ、賀茂眞淵カモ ママ ブチアリ、眞淵ノ弟子ニ、本居宣長アリ。世ニ、此三人ヲ國學三大人トイフ。三大人ノ中ニテ、功績コトニ著シキハ本居宣長ナリ。

本居宣長ハ伊勢ノ國松坂ノ人ナリ。醫ヲ業トセシガ、二
十七歳ノトキ、ケイチ契沖ノ著書ヲ讀ミテ、國學ニ志シ、ツイデ、
マブチ眞淵ノ著書ヲ讀ミテ、益志ヲ固メ、三十二歳ノトキ、眞淵
ノ松坂ニ來レルヲ機トシテ、ツヒニ、其門ニ入りヌ。コレ



ヨリ、醫業ノカタハ
ラ、モッパラ心ヲ國體
ノ發揮ニ注ギ、歴史
ニ、リツリ律令ニ、記録ニ、歌
物語ニ、日夜、寢食ヲ
忘レテ有ル限ノ書
ヲ、シツ涉獵セリ。平生、居

宅ノ間ゴトニ、机ヲ置キテ、コ、ニ倦メバ、カシコニユキ、
 シバラクモ、讀書ヲヤムルコトナク、人ニ乞ハレテ、治療
 ニ赴クトキニテモ、駕中ニテ、手ニ、書ヲヒモトカザルコ
 トナカリキトゾ。其勤勉ノ一斑ヲ知ルベキナリ。カクテ、
 名聲、ヤウヤク聞エ、其教ヲ受クルモノ、五百人ノ多キニ
 及ベリ。後ニ、紀伊侯ニ仕ヘテ、大イニ信任セラレタリシ
 ガ、後、仕ヲ辞シテ、學ヲ、京都ニ講ジタリシニ、高貴ノ人々
 モ、多ク、其門ニ入リキトイフ。
 宣長ノ著書ハ、スコブル多シ。其ウチ、最モアラハレタル
 ハ古事記傳ナリ。ソモ、古事記ハ、ワガ國最古ノ史籍
 ニシテ、正確ナル古傳、古語ハ、多ク、此書ニオイトテ求ムベ

シ。サレド、漢字ヲ以テ、國音ヲウツシ、カツ、古代ノ言語ヲ用ヒタルモノナレバ、解シガタキトコロ多クシテ、イマダ十分ニ之ヲ解キタルモノアラザリキ。宣長大イニ、之ヲ憂ヘ、三十五歳ノ時ヨリ、其研究ニ從ヒ、六十九歳ニイタリテ、ハジメテ完成セリ。卷數、スベテ四十八、解釋ノ精密ニシテ確實ナル、ヨク、疑義ヲ斷ズルニ足レリ。マコトニ、空前ノ大著述ニシテ、史學上ハモチロン、又文學、語學上ノ至寶トイフベシ。

宣長ノ本領ハ、古事記解釋ノゴトキ方面ニアリシカドモ、マタ、キハメテ、歌文ノ才ニモ富ミタリキ。カツテ、其肖像ヲウツサシメ、一首ノ歌ヲ添ヘタリ。其歌ニイハク、シキ敷

像ヲウツサシメ一首ノ歌ヲ添ヘタリ其歌ニイハク敷

高貴八
高讀八

島ノ大和心ヲ人問ハバ朝日ニ匂フ山櫻花シマト。世傳ヘテ快吟トス。

明治維新ノ大業ハ、モトヨリ、上、皇室ノ御稜威ミイニヨリ、下、勤王家ノ之ヲ助ケマツリシニヨルトイヘドモ、マタ、宣長ノゴトキ國學者ノ、大イニ、國體ノ發揮ニツトメテ、人心ヲ刺撃セシニヨルコト多シ。明治十六年、朝廷、宣長ノ功ヲ追賞シテ、正四位ヲ贈ラレタリ。

第五課 瀧澤馬琴著作の苦心。

瀧澤馬琴は近世第一の小説家なり。著せる小説二百六十餘種、雜著を合すれば、無慮むりょ三百數十種あり。雄篇、大作、甚だ多く、ことに、八犬傳のごときは、四十八歳の時より

七十五歳の時まで、二十七年かけて完成せしものにして、卷數すべて百六卷に及べり。

さて、馬琴はいかに勉強してかゝる多くの書を著し、いかなる艱難をへてかゝる大作を完成せしか。そは、其ハ犬傳の末に自記せるもの、頗る詳なれば、いま、其要を記すべし。

馬琴が、始めて、小説を出し、は、二十歳のときなり。それより、毎年、平均七八種を出して、筆をとらざる日としてはなかりしが、ことに、文化年間は、書肆に乞はるゝ、大小の著作、頗る多かりしかば、毎日、つとに起きて、机に向ひ、夜、十時にいたるまで、稿本を綴り、十時よりねむけづくま

十時にいたるまで、積本を綴り、十時より、ねむけにつくま

高讀八
高讀八



に、一枚もあらずなりぬ。又、安眠も得られずなりしかば、
ある日、之を醫に謀りしに、醫驚きて「君生來、血氣人に勝
れたれども、人の機根には限あり。強弓も、つねに、きびし
く張りてゆるめざれば、其弦^{つる}たえざるを得ず。名利のた

では、讀書して、心を慰め、
興到るときは、曉^{あかつき}に達す
るを知らざることもあ
りき。かくて、年をへぬる
まゝに、逆上、口痛の病起
りて、齒、年々に脱け落ち、
年五十にいたりては、遂

めに、身をそこなふは智者のせざるどころなり。今より、少しくゆるめよ。」といふ。馬琴答へて、「教諭承りぬ。名利のため、身を忘れて、無益の業にふけるにはあらねど、いたん、書肆と約せし稿本をなほざりにするとき、出版の時日後れて、利を失はしむること少からず。是れ不義理なればとて、事のこゝに及べるなり。思へば、愚にて候ひき。」とて、それより夜學せず、著作も、一年に、二種と定め、其餘は、需もとめに應ずることなく、夜は、人定まるを限として、早く、眠に就き、大いに、養生を旨としたりしかば、身も、やうく、安く覺え、又安眠をも得るにいたれり。とかうするほどに、馬琴が六十歳の秋は來りぬ。ある朝、

ふと起き出でけるに、右の一眼見ることを得ず。うち驚

とかいふ事あるは、馬琴が六十歳の秋は来りぬある朝

高讀ハ
高讀八

ふと起き出でけるに、右の一眼見ることを得ず。うち驚き、且怪みて、其子に示すに、「ひとみの上部流れたり。療治せらるべし。」といふ。されど、馬琴は思ふよし、「われいとけなき時より、はやり目だに病みしことなし。しかるに、一朝、右眼を失ひしは、年頃の讀書の疲にもあるべく、又冬、春ごとに、高き火鉢を、左右に置き、寒を防ぎしかば、其火氣の右眼をおかしたるにもあるべし。醫療及ぶべからず。」とて、遂に従はざりき。

かくて、左眼を頼みて、尚、一日も筆をとらざることなかりしに、六十四歳の春の頃より、左眼も、また、何となくかすむよゝになりぬ。されど、眼鏡の曇りたる故。と思ひて、

水晶製の、價貴きをもちとはず買ひ求めて、かけかへ、かけかへ凌ぎしが、其かひ、さらになく、眼はいよく、悪しくなりまさるのみなりき。されば、馬琴も、遂には、病なることを悟りしかど、四十八歳のときより書きそめし八犬傳、未だ完成せざれば、尚つとめて筆をとり、生活の必要に迫られては、此ほかのものを綴ることもありき。かくて、七十四歳の春までは、ともかくも書きつぎしが、夏より秋にいたりては、さながら、雲霧の中に立つがごとく、これまで、十一行に書きし稿本を、五行、四行に書きしかど、尚しどろもどろにて、墨のつかぬところさへあり。秋の末になりては、遂に、一字も書かれずなりぬ。『盲と

り秋の末になりては遂に一字も書かれずなりぬ旨と

高讀八

なりては、生けるかひなし。と、こゝに、始めてなほざりに
せしことを悔い、醫を轉ずること三度にも及びしかど、
時後れけん、しん驗だになし。

馬琴つらく思ふよ、穴犬傳は、古今まれなる大部の
小説なるに、始ありて、終なくば、讀者は、あかず思ふなら
ん。又、書肆も、後々まで、利を全うすることあたはずして、
遺憾に思ふなるべし。されど、我子は、すでになし。孫はあ
れども、乳の香うせぬ子どもなり。かゝる助となるべく
もあらず。唯、嫁は、人並に、にじり書もすれば、之に教へて
書かすべし。とて、それより、口述して筆記せしむるに、漢
字、雅言はもとより、假名遣てにをはをもあきまへず、く

どくど教へざるべからざるもどかしさに、「くちをし
目や」と馬琴は思ひしなるべし。まして、教を受けて書く
ものは、さながら夢のこゝちして、困りてはては泣くの
みなりき。されど、一二巻と筆記せさするほどに、嫁も、や
うやくなれて、苦心はじめのごとくならず、漢字の偏旁へんぽう
などは、やゝあきまへ知りて、言を費せども、舌の疲るゝ
までにはいたらず、七十五歳の秋八月、遂に、名におふ八
犬傳を完成することを得たり。

あゝ。馬琴は、かく勉強して、多くの書を著し、かゝる困難
をへて、大作を完成したるなり。讀むもの、誰か感歎せざ
るべき。

るべき

第六課 勸學の歌。

昔もろこし朱文公、

世にすぐれたる博士にて、

詩をば作りていひけらく、

「年あかしとて怠るな。

たとへば、春の夢ぞかし。

覺めも果てぬに老いゆく。」と。

東と西と、國へだて、

いにしへ、今と、世はかはり、

高き、いやしき品はあれど、

學の道にたづさはる

人としあれば、おしなべて、

かゝる歎はありぬべし。」

春の初花、秋の月、

夏の青葉に、冬の雪、

移りゆく世の有様に、

心驚くときあらば、

過ぎし月日を數へつゝ、

學の業を勵むべし。」

ひとすぢなりし物まなび、

昔賢き人たちも、

「難し」となほも歎きけり。

今は、數へもあへぬまで、

「難し」となほも歎きけり。

今は數へもあへぬまで、

あかれたるをば、いかにして、

おほよそ人のなしうべき。」

さはいふものゝ諺に、ことわざ

「塵ひぢ積りて、山となり、

滴つもりて、海となる。」

いそぐとも、世にかひあらじ。

心しづめて、いつまでも

怠らぬこそ賢けれ。」

たとひ、あまたにわたらずと、

ひとふしをだに修めなば、

身のためとなること多し。

さらずば、虫に劣るべし。

蜘蛛は網はり、蜂は又。

蜜をつくるを見よや。見よ。」

勉めや、励め、だゆみなく、

進みく〜て、よどみなく。

難きことゝて厭ふなよ。

學の海に、舟路あり、

教の山にしをりあり。

なにかおそれん。おそるまじ。」

(理學博士矢田部良吉の原作による)

第七課 小書記勉三。(一)

勉三は高等小學校第四學年の生徒である。父は某鐵道

勉三は高等小學校第四學年の生徒である。父は某鐵道會社の雇であるが、家族がおほぜいであるから、くらしむきがなかく、苦しいといふことである。父は、たいそし、勉三をかはいがて、たいこのことには干渉せんでをるが、唯學校のことだけには、よほどやかましくいつてをる。それも、早く卒業させて、自分の手助をさせよう。と思つてをるからである。それで、勉三が、人並すぐれて、成績がよいのに、いつも、勉強せよ。く。』といつてをる。父の、會社でする仕事は、なかく、骨が折れるといふことである。しかし、其給金は、ごくわづかであるから、方々の寫物などを請け合つて、夜の内職にしてをる。此頃は、或

雜誌社から、雜誌の帶封を書くことを請け合つてをるが、
一々、丁寧ていねいに、明瞭めいりょうに書くのであるから、これもなかく
骨が折れる。それで、時々は「あたしも、よいかげん年をと、
たに、晝の仕事に、夜の内職からだの續くのが不思議で
ならん。」などと、思はず、愚痴ぐちをこぼすのである。

しかし、勉三が氣の毒が、て「おとうさん、ちつと手傳ひませ
う。」といふと、「いや、く。おまへには、學校のことがあるで
はないか。勉強せよ。く。わたしのことをなどは、氣にかけ
んがよい。」といつてしまふ。

勉三は、かねがね、父の氣性を知つてをるから、強しひてとは
いはん。しかし、父の苦勞は、いかに、並なたいていではない

いはん。しかし父の苦勞はいかにも並たいていてはな

高讀八

い。會社でする仕事は、よくは知らんが、父は、夜七時頃、うち
に歸ると、そこくに、御飯をすまして、すぐ、机に向ふ。
そして、十二時の鐘の鳴るまでは、わき目もふらずに書
いてをる。「あー。氣の毒だ。」とは、子ども心にも浮ぶのであ
る。

或夜、勉三は父の眠りついたのを待ち、そと、着物を着か
へて、隣室に行た。そして、机の前にすわて、らんぶをつけ、
帶封と名簿とを調べ、それから父の筆蹟にまねて書き
始めた。うれしいよーな、しかし、なんだかこはいよーな
心持で、一枚くくと書いていくうちに、いつか、八十枚ば
かりも書いてしまった。夜は、よほどふけた様子。勉三は「今

夜は此くらゐなところだ。』と、あとを片付けらんふを消して、寢床にはいた。

あくる朝、父はゆうべ書いた帯封を數へてをたが、やがて、たいそゝな機嫌きげんで「勉三。わたしも思おもたよりは働手だ。これ見よ。ゆうべは、五百枚あまりも書いた。年はとたが、腕はたしかだ。眼も、まだ、なかく衰へん。』といふ。勉三の手傳てだたことは、夢にも知らんらしい。勉三は之を聞いて、「あゝ。これからも、そゝと手傳てだておかう。手傳てだておくと、錢がよけいに儲まかかるばかりでなく、おとうさんが、あんなに喜ぶ。』と、ひとり、心にうなづいた。

それから、勉三は、毎夜、十二時過すから起きて書いたが、晝

は學校、歸かへてからは復習ふくしゅう、それに、又比手傳てだであるから、子

それから勉三は毎夜十二時過から起きて書いてたか言

高讀ハ

は學校歸てからは復習。それに又此手傳であるから、子どもの中からだで、さうく續くはずがない。或日、勉三は復習のとき、いつもにもなく、居眠をした。父は之を見つけて、手を拍て、「おい。く。どうしたのだ。勉強せんか。く。」といふ。勉三ははたと驚いて、又復習にとりかかた。しかし、其後またびく居眠をする。父は、勉三の、此頃の様子が、まるで以前とはかはてきたので、ひどく心配して、或日、**勉三**。おまへは、ちとも、わたしの心を察してくれん。おまへの様子は、まるでかはてきた。おまへは、自分がどんな身の上だか知てをるか。ときびしく叱りつけた。勉三は叱られてみれば、全く其とほりであるから、もう起きる

ことはやめよう。」と決心した。

第八課 小書記勉三。(二)

あくる日は月末三十日。父は夕方にくくしながら歸て來たが「勉三も誰も喜んでくれ。今月は先月よりも三圓ばかりよけいに儲まうかつた。今度の帶封を書くのは、前の寫物よりはよほどありがよい。これ。こゝに蜜柑みかんを買つて來た。みんな食べるがよい。」といつて、袂の中から十四五の蜜柑を取り出した。みんなは「御馳走ごちそうになります。」といつて、いかにもうれしさうに皮をむいて食べる。勉三はうれしくてたまらず「あー。やっぱり起きて書かう。起きて書いても、居眠をせず、勉強するよーに心掛ければよいのだ。

ても居眠をせず勉強するよーに心掛けねよーのた

高讀八
高讀八

から』と決心して、其夜から又起きて書いた。

氣を勵ましてをるため、其後は一度も居眠はせなんだ。しかし、からだだが、しだいに衰へてきて、すること萬事、元氣がない。父は、たえず、こごとをいってを、たが、或日、學校に行つて、先生に勉三のことをたづねた。すると、先生は、『もとがりこーですから、學問は、だんく、進歩します。しかし、どことなく、元氣がないよーになりました。以前には、問をかけても、はきく』と答へたのが、此頃は、どうしたのか、いかにもだるさうで、ときどきは、へんなことを答へることもあります。そのうちについて聞かせませう。なに。御心配にはおよびません。』といふ。父は、くれぐれも頼ん

でおいて、うちに歸つた。

夕方、父は勉三を呼びつけて、「勉三。おまへには、あたしが、どのくらゐ、家族のため、に心配してをるか、ちつともあからんと見える。そんなふーでは、とても、あたしの手助をするよーにはなれん。おまへは、わたしや母や兄弟のことなどは、ちつとも思つてはをらん。」と、こわだかに叱りつけた。母は之を聞きつけて来て、「そんなに叱らんでもよいではありませんか。」と、なだめ、ちつと、勉三の顔を見て、驚いた様子で、「勉三。おまへは病氣ではないか。」といひ、又、父の方へ向ひて、「ごらん、なさい。勉三は病氣のよーですよ。たいてい、顔の色があるいではありませんか。」といふ。しか

し、父は「ねぢけるから、からだもあるくなる。すなほに勉強してを、た頃は、こんなではなかつた。」といふ。母が「それでも、病氣なら。」といふけれど、も、「いや。わたしは、もう、何もかもはんつもりだ。」といふ。勉三は、あつと泣き出したが、やがて、泣聲で、「おとうさん。御免下さい。」といつて、いままでのことをうち明さうとすると、父は、手でとどめて、「自分の子だもの、かまはんといふことはないさ。しかし、勉三。おまへには、まだ話さなんだが、わたしは、來月から、會社の都合で、やめられることになつたぞ。これからは、唯、寫物をして、くらしを立て、いくつもりだ。おまへも、いっしょけんめいに勉強し、立派りっぱな成績で卒業して、わたしの手助の

できるといふことばを聞いて、たちまち思ひ返した。「い
や、明さまい。うち明さんでおいで、やはり、夜起きて書か
う。今度こそいしよーけんめいだ。勉強もする。いしよーけん
めいになって、勉強のできんことがあるものか」と、又けな
げにも、決心を固めた。

夜の十二時になった。父は仕事をやめて、寢床にはいった。勉
三は、そと起きて、隣室の机に向つた。らんぶをつけ、名簿と
帯封とを調べ、そして、書き始めること、すべていつもの
とほり。しかし、其書き始めた時、机のふちに積んであつた

本が、左の臂ひぢに當つて、またと各あつた。勉三は、まゝと驚いて、息

本が、左の臂ひぢに當てばたと落ちた。勉三は、はたと驚いて、息を殺し、耳をすました。何の聲もない。寢間との隔ふすまの襖ふすまに、耳を當てた。しんとしてをる。胸なでおろして、又書き始めた。

をりから、巡査の靴の音が聞えた。人力車が、勢こんで駆けぬけた。つづいて、荷車が、きしり／＼通て行た。あとは、又、静まりかへて、時々、犬の鳴聲の聞えるばかり。

勉三が、餘念もなく書いてをると、ふと、其肩にさけるものがある。びくくりしてふりかへると、父が立てをる。「おとうさん。御免下さい。」唯、かういったまゝ泣き伏した。父は、ささきの、本の落ちた音に、目を覺して、しばらく、ちと、様子を

うかがつてをたが、やがて、と立、て、勉三の後に來たのである。しかし、襖ふすまを明ける音や、足音は、荷車のきしる音にまぎれて聞えなんだのである。父は、すでに、勉三の、餘念もなく書いてをるのを見て、日頃のことが、すっかりわかり、且、慈愛の心が、潮のごとく、胸に寄せてをるところなので、許してくれ。勉三。みんな、あたしが、あるか、た。』といひながら、勉三を抱へ起して、寢間へ連れて行つた。夜は明けて、人は、みな起きた。しかし、二人は、まだ起きん。勉三は父の腕にまかれて、すやくと眠、てをるのである。

第九課 吉田松陰。

吉田松陰は長州の人なり。徳川幕府の末、開國可否の論にて、世の騒がしかりし頃、ひそかに、外國の形勢を察せんとて、安政元年、あめりかの軍艦の下田に來りしとき、其船に近づきて、ともに、其國に到らんことを請へり。しかるに、あめりか人は、松陰の請を容れずして、之を却^{しりぞ}け、且、之を幕府の吏に告げしかば、遂に捕へられて、獄に投ぜられ、六箇月の後、さらに、長州に護送せられて、萩の野山獄に投ぜられたり。かくて、こゝにあること一年餘、やうやく、出獄を許されしが、其出獄するや、志士の、就いて、教を請ふもの多く、遂に、許可を得て、松下村塾を開けり。此後の、長州の勤王家は、多く、此塾より出でしなり。

此頃は、あたかも幕府が孝明天皇の旨にそむきて、諸外國と條約を結びしがために、志士の四方におこりたる時なりしが、松陰もまた大いに其處置を憤り、時勢論を著して、廷臣、大原重徳しげのりに呈せり。たまく、幕臣、間部詮勝まなべ あきかつ大いに志士を捕へて、或は斬り、或は流し、かば、松陰益憤り、策を門弟に授けて、詮勝を京都に要撃せしめんとす。されど、果さずして、又獄に投ぜられ、安政六年、江戸にて斬られたり。時に、年三十なり。

次の手紙は、松陰が、安政元年、萩の野山獄にありしとき、妹、ちよに遣はし、ものなり。松陰が家庭に對する眞情を見るにたる。

十一月二十七日と日附御座候手紙ならびに、九年母
蜜柑みかん鯉節こしともに、昨晚相届き候。圍の内は、燈暗く候へ
ども、たいがい相わかり候まゝ、そもじの心の中を察
しやり、涙が出でてやみかね、夜着をかむりてふせり
候へども、いかに堪へかね、又起きて御文くりかへ
し見候て、愈涙にむせび、遂にそれなりに寝入り候へ
ども、まもなく目が覺め、夜もすがら寝入り申さず、い
ろいろなる事思ひ出し申し候。
われは、父母様や兄様の御蔭にて、着物も暖に、たべも
のもゆたかに、あましさへ、筆、紙、書物まで、何一つ、不足こ
れなく、寒さにも負け申さず候間、御安心なさるべく

候。

そもじの御家叔母様もおなくなりなされ候ことな
 れば、そもじ萬端こゝろがけ候はでは相濟まぬこと。
 殊に、叔父様も年ましに御齡高く成らせられ候こと
 ゆゑ、つして御孝養を盡し候へかし。又萬吉も日々太
 り申すべく候へば、心を用ひて育て候へ。赤穴あかなのばあ
 さまは御まめに候や。御老人の御こと、萬事氣をつけ
 てあげ候へ。かゝる御老人は家の重寶と申すものに
 て、金にも玉にもかへらるゝものにこれなく候。そも
 じことは、いとけなきをりより心得よろしきものと
 思ひ、ひとしほ親しく思ひ候へば、御文拜し、いらざる

萬吉はちよの子なり
 赤穴は姓なりばあさまはちよの姑の實母にてちよの家を養はれたる人なり

高讀八

高讀八

ことまで申し進め候なり。

御多用の中にも、手習、讀物などはこゝろがけ候へ。正月には、一日は、やぶいりでき申すべきか。兄様の御休日を選び、まおり候て、心得になるはなしども聞き候へ。われも、其日わかり候はば、昔むかし漸ぼそなりとも認めて遣はし申すべし。又、正月には、いづくもつまらぬ遊事をするものに候へど、それより、何か心得になる本なりとも讀んでもらひ候へ。貝原先生の大和俗訓、家道訓などは、たればとにも、よく聞ゆるものに候。(原文節録)

第十課 洋學ノ發達。

三代將軍、徳川家光、西洋人ノ、キリシタン宗ヲ擴メテ、我

國家ヲ危ウセシコトヲ恐レテ、オランダ以外ノ西洋諸國トノ交通ヲ絶チ、嚴ニ洋書ヲ輸入スルコトヲ禁ゼリ。コ、ニオイトテ、西洋ノ學術ノ傳來、全ク絶エシガ、其後百餘年、八代將軍、吉宗ノ時ニイタリ、キリシタン宗ニ關係ナキ洋書ハ、之ヲ輸入シ、講讀スルコトヲ許シ、カバ、西洋ノ學術、漸ク興ルニイタレリ。

吉宗ハ、其紀伊ニアリシ頃ヨリ、好ンデ、天文、曆學ヲ研究セシガ、オランダノ、其術ニクハシキコトヲ知り、長崎ノ人、西川如見ジョケンヲ召シテ、親シク、其事ヲ問ヘリ。又、カツテ、オランダ國ノ獻ジタル天文書ノ、書物藏ニアルヲ見テ、イタク、其圖面ノ精密ナルニ感ジ、其内容ヲ知ラントシテ、

高讀八

高讀八

江戸ノ人、青木昆陽コンヨウヲ幕府ノ需者トシ、呼ロ召ゲンシ、其學ヲ傳ヘシ

夕夕其圖面ノ米密ノハ三三三
高讀八

高讀八

江戸ノ人、青木昆陽コンヨウヲ幕府ノ儒者トシ、野呂玄丈ノロゲンジウトトモ
ニ、オランダ語ヲ學バシメタリ。ソレヨリ、昆陽ヲハ、オラ
ンダノ使者ノ、江戸ニ到ルゴトニ、就キテ、其言語ヲ聞キ、
通辯ツイベンニヨリテ、其意義ヲ悟ルコトヲ得タリシガ、使者ノ
來ルハ、毎年一回ニ過ギザリシカバ、數年ニシテ、尚、ワツ
カノ言語ヲ知ルニスギザリキ。
其後、昆陽コンヨウハ長崎ニ行キ、通辯ツイベンニ就キテ學習スルコト數
年、日常用フル言語、四百餘ヲ記憶シテ、江戸ニ歸レリ。此
時、吉宗既ニ死シテ、事昔日ノゴトクナラズ、且、師友ト書
籍トニ乏シカリシヨリ、僅ニ、オランダ語ニ關スル、二三
ノ書ヲ著スノミニテ止ミタリ。

其頃、豊前ノ中津藩ノ醫師ニ、前野良澤トイフ人アリ。或時、オランダ書ノ殘編ヲ得テ、之ヲ讀マントシ、ツテヲ求めテ、昆陽^{コンヨウ}ノ門ニ入レリ。シカルニ、昆陽ハ、マモナク死セシガ、良澤ハ、スコシモ屈セズ、全ク、醫療ノ業ヲナゲウチテ、長崎ニ遊學シ、オランダ語、六七百ヲ暗記シテ歸レリ。其後、フタ、ビ、長崎ニ遊學セシカド、通辯^{ツウベン}ハ、唯、オランダノ言語ヲ知ルノミニテ、讀書、譯文ノ業ニ通ズルモノナカリシカバ、研究數年ニシテ、要ヲ得ズ、唯、數百ノ譯語ト、醫書數部トヲ得タルノミナリキ。サレド、尚、研究ヲツツケテ、オランダ語ニ關スル書數部ヲ著セリ。

其頃、又若狹ノ國ノ醫師ニ、杉田玄白トイフ人アリ。カツ

テ、オランダノ解剖書ヲ得シカバ、之ヲ實也ニ

其頃又若狹ノ國ノ醫師ニ村田玄白トイフノ人ナリ

高讀八
高讀八

テ、オランダノ解剖書ヲ得シカバ、之ヲ實地ニテラサ
トス。タマ^ク、江戸ノ北、小塚原トイフ所ニテ、死囚ノ解
剖アリシカバ、前野良澤ヲ誘ヒテ行キテ見タルニ、書
中載セタル圖ト、寸毫ノ差異ナカリキ。玄白ラ、大イニ感
ジ、ヤガテ、其書ノ譯述ニ着手セリ。サレド、初ハ一日ニ、一
語ヲ解セザルコトアリ、數日ニ、漸ク、一句ヲ譯スルコト
ナドアリテ、業頗ル歩ラザリシガ、年ヲ經ルニ隨ヒテ、漸
ク、譯語ニ熟シ、四年ノ間、十一回ノ稿ヲカヘテ、遂ニ、其業
ヲ終ヘタリ。名ツケテ、解體新書トイフ。是レ、我國ニオケ
ルオランダ書翻譯ノ始ナリ。
コレヨリ先、仙臺ノ人、大槻玄澤ハ、玄白ラノ翻譯ニ從事

セルヲ聞キテ、江戸ニ來リ、玄白ノ門ニ入りテ、醫術ヲ學
ビ、更ニ、良澤ノ門ニ入りテ、オランダ學ヲ修メタリ。サレ
ド、尚意ニ滿タザルトコロアリシカバ、長崎ニ遊學スル
コト數年、江戸ニ歸リテ後、蘭學階梯ランガクカイトイトイフ書ヲ著セリ。
コレヨリ、世人モ、洋書ノ讀ミ得ベキモノナルコトヲ悟
リ、其門ニ入ルモノ、キハメテ多カリキ。後、玄澤ハ、幕府ノ
蘭書和解御用トナリ、オランダ書ノ和解ニ從事セリ。是
レ幕府ノ洋學ヲ開キシ始ナリ。玄澤ノ著書ニハ、解體新
書ヲ訂正セシ重訂解體新書、其他、有用ナルモノ、甚ダ多
シ。
コレヨリ、洋學ハ、次第ニ進歩シ、オランダ學ヲ以テ、家ヲ

立ツルモノ少カラズ、或ハ醫學ヲ大成シ、或ハ文典對譯辭書ヲ著シ、或ハ外國地理、外國歷史、物理、化學、植物、又ハ生理ヲ講ジ、或ハ兵學、砲術ヲ究メナドシテ、諸種ノ學術、技藝、大イニ興ルニイタレリ。

其後、西洋諸國ノ來リテ、交易ヲ求ムルコトアリシカバ、安政年間、幕府始メテ、學校ヲ、江戸ノ九段坂ニ建テ、士人ノ才アルモノヲ選ビテ、洋學ヲ修メシメタリ。之ヲ洋學所トイフ。文久年間、之ヲ護持院ゴジイソガハラ原ニ移シ、開成所ト改稱ス。コレヨリ、留學生ヲ、イギリス、ロシヤノ二國ニ送り、又ハ、オランダ人ヲ聘シテ、教師トナスナド、洋學學習ノ道、大イニ開ケタリ。今日ノ東京帝國大學ハ、實ニ、洋學所ノ

次第二變化シ來レルモノナリ。

第十一課 福澤諭吉。

明治維新後の社會に、大なる影響を與へたるは西洋思想の輸入なり。而して、其西洋思想の紹介者として、最も



名あるは福澤諭吉なり。諭吉は豊前の國中津の藩士なり。三歳の時、父を失ひしかば、母の手一つに育てられしが、十四歳の時より、漢學を學び、二十一歳の時、長崎に行き

ておらんだ語を學びたり。翌年、大坂に出で、緒方洪庵（おん）に就きて、又之を學び、安政五年、始めて江戸に出で、鐵砲洲（ぼいず）の藩邸に塾を開きて、藩の子弟におらんだ語を教授せり。

諭吉の江戸に出でたる年は、江戸幕府が、諸外國と條約を結びたる時なり。その翌年、諭吉、横濱に遊びて、いぎりす人の店に到り、言語の、更に通ぜざりしより、大いに奮發し、又いぎりす語の、世界の言語中、最も廣く行はる、ことを聞きしかば、これより、おらんだ語をすて、専ら、いぎりす語を研究せり。

これより先、幕府は、おらんだより、一の戰艦を購（あがな）ひしが、

萬延元年、春、之をあめりかに遣はさんとす。諭吉、請うて、其一行に加はり、かの地に渡りて、始めて、文明國の實況を視察したり。歸國後、幕府の外國方に擧げられぬ。文久二年、幕府使節をよゝるばに遣はす。諭吉も命ぜられて、行をともし、ふらんす、いぎりす、おらんだ、どいつ、ろしや、ぼるとがるなどの諸國を巡視せり。諭吉が、後年著したる西洋事情といふ書は、此時巡視して得たる知識によること多し。

其後、慶應三年、幕府は事ありて、使節をあめりかに遣はしたりしが、諭吉は、また同行したり。歸國後、芝、新錢座といふ所に、一の私塾を新築して、鐵砲洲の塾をこゝに移

し、又びろく、塾生を募集せり。かくて、熱心に、之を教授し、かの戊辰ぼしんの役、東京市中の混乱を極めたる時にても授業、平生に異なることなかりきとぞ。

其私塾は、後三田みたに移したりしが、兵乱、漸くをさまれる時なりしかば、學に志すもの、争うて、こゝに來集せり。諭吉の之を教育するや、すべて、いぎりす語の書を用ひて、つとめて、日新の知識を與へ、獨立自尊を主義として、國家有用の材を養成せり。

諭吉は、かく、塾生を養成せるのみならず、又大いに、書を著して、或は、西洋の事情を述べ、或は、外國の地理を教へ、或は、理科の知識を與へ、男女の教訓を説きなどして、あ

まねく、國民を導きたり。而して、其文章は、むづかしき漢語、古語をさけて、多く、平易なる言語を使用し、つとめて、通俗を旨としたるものなれば、人よく、之を了解することを得て、その著書、ひろく行はれたり。

明治三十三年五月、天皇陛下、其功績を賞して、特に、金五萬圓を下したまへり。翌年二月、六十八歳にて死せり。

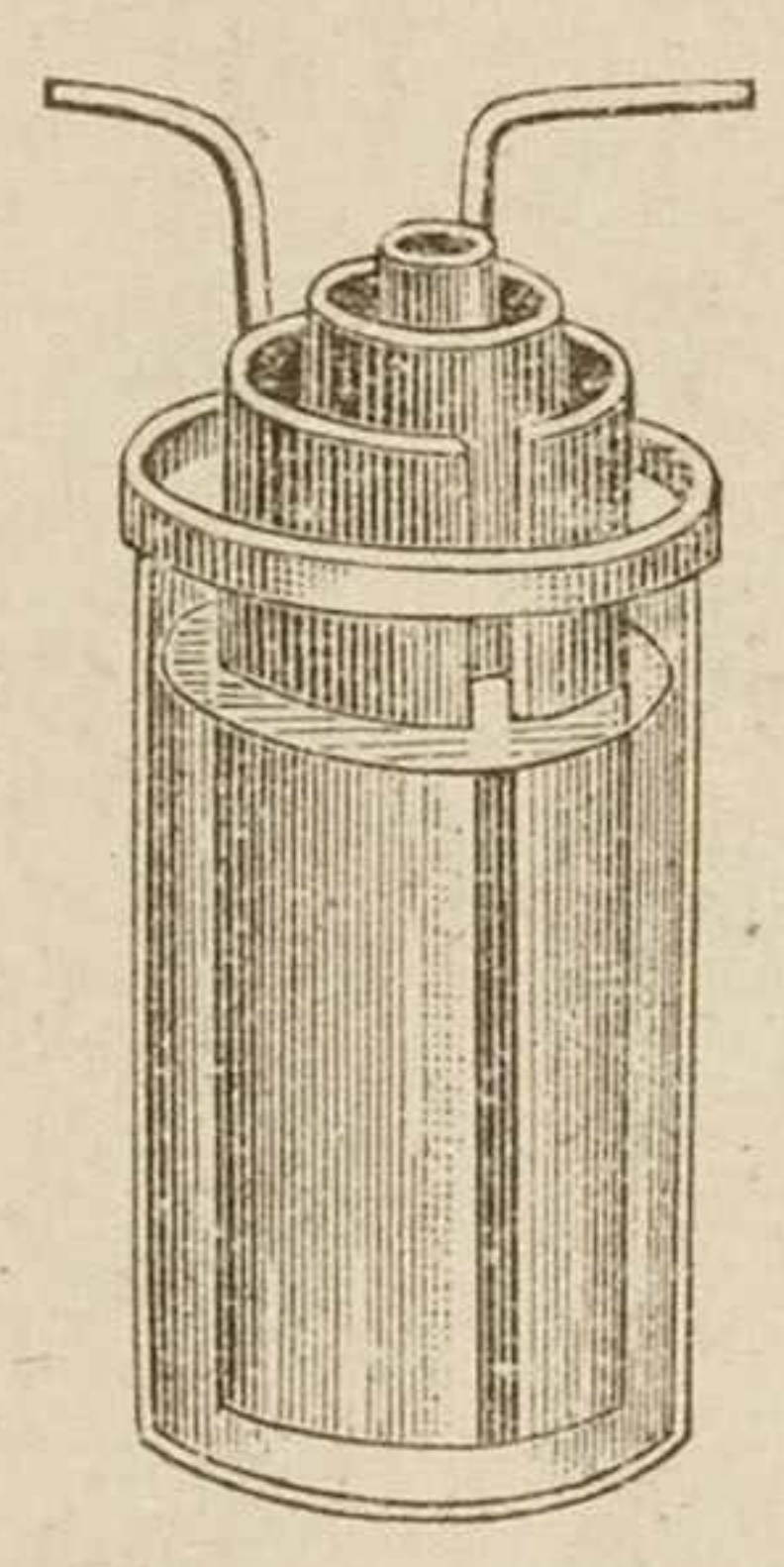
第十二課 電氣の利用。(一)

琥珀こはくを、毛皮にて摩擦すれば、塵のごとき、輕き物體を吸引す。このことは、數千年の昔より、人の知れるところなりしかど、其電氣の作用なることは、尚、久しく知られざりき。然るに、今より百五十餘年前、あめりか人、ふらんく

りんが、雷の、空中電氣の作用なることを證明し、ついで、
 避雷柱を創始せしより、電氣に關する研究、漸く興り、其
 利用の道も、漸次開くるに至れり。

電氣は、種々の方法にて起さるれども、電池、又は、發電機
 にて起せるものを、最も多く利用す。

電池の、最も普通なるものは、だにえる電池として、稀硫酸
 を盛り、亞鉛棒あえんぼうをひたしたる素燒すやきの筒をとりて、之を、硫

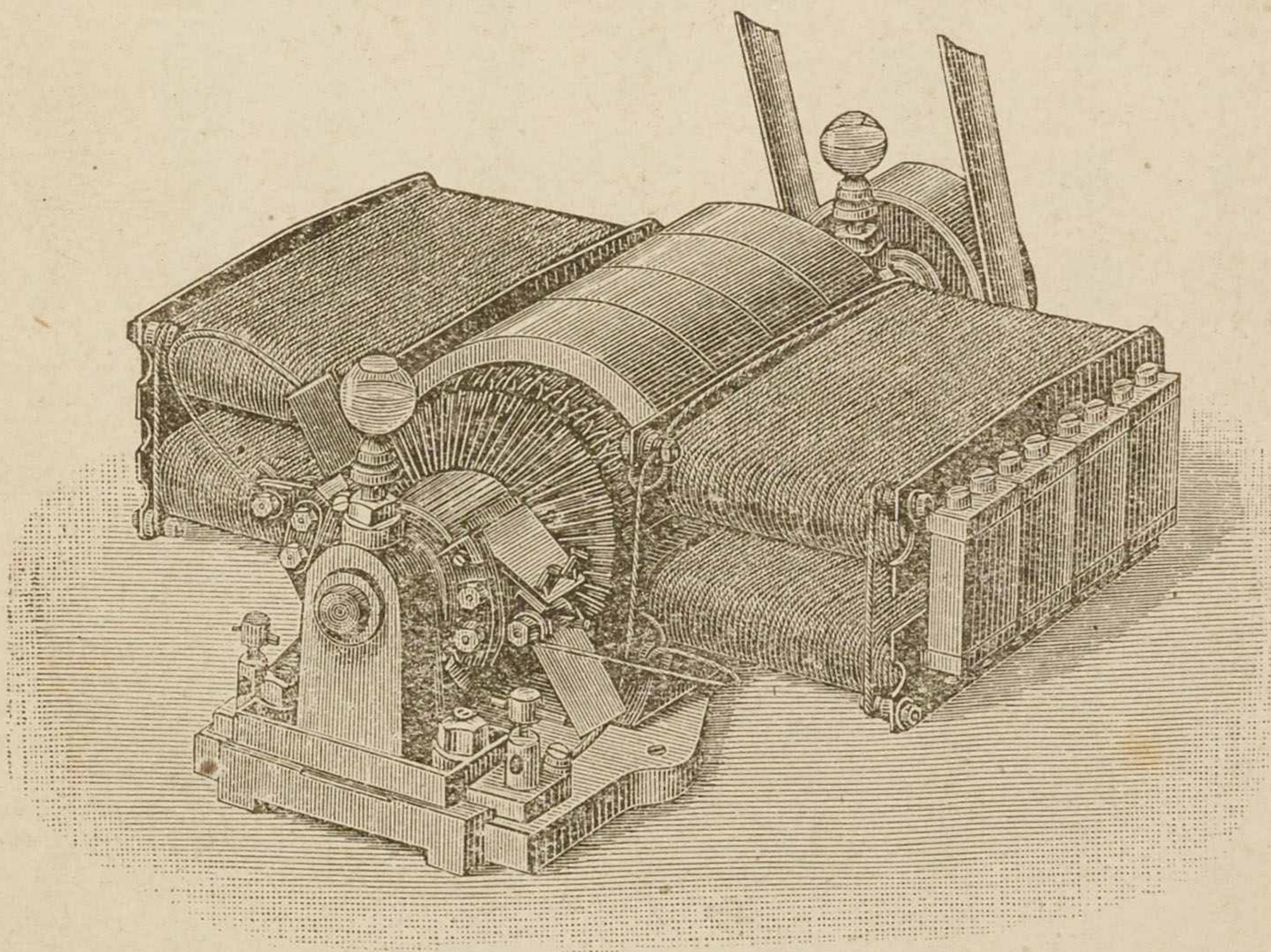


酸銅の溶液を盛り、銅板をひたしたるが
 らず、又は、磁製の外器中に入れたるもの
 なり。さて、此電池において、亞鉛棒と銅板とは、互に、異種
 の電氣を帶ぶるがゆゑに、針金にて、之を連結するるとき

は忽ち電流起るなり。

又發電機は大なる電氣磁石の兩極間に、絶縁せる針金を卷ける、軟鐵の圓筒を裝置して、廻轉し得るよゝにせるものなり。さて、圓筒を廻轉するときは、針金に電流起るがゆゑに、之を他の針金に導きて、いづこにまでも通ずることを得るなり。

電池に起せる電流は、其強さ弱きがゆゑに、普通數箇連接

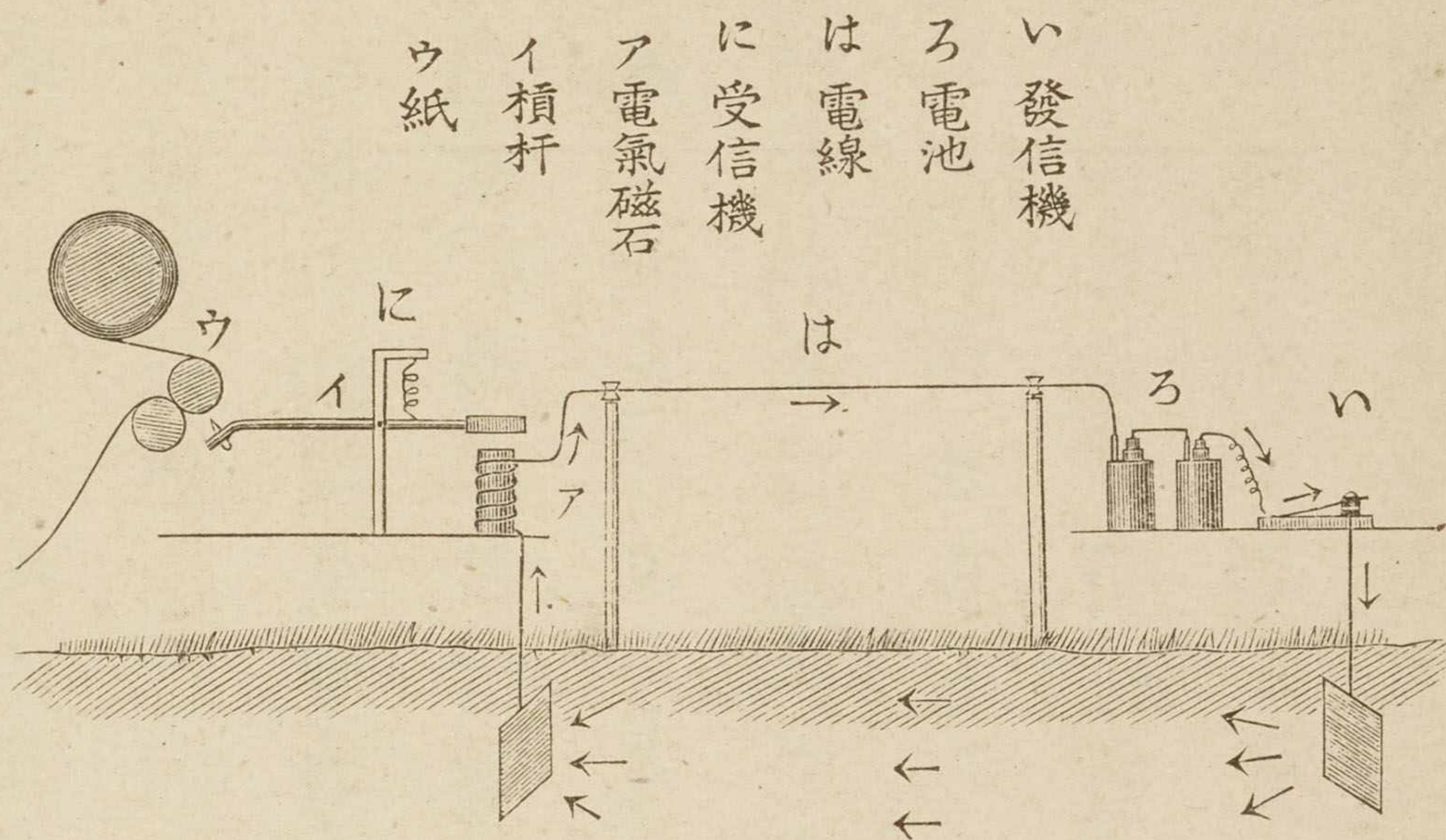


したるものを用ひ、發電機にて起せる電流は、其圓筒を廻轉することだに烈しければ、其強さ、いちじるしく強きがゆゑに、強き電流を要するものには、常に、之を用ふ。發電機の圓筒を廻轉するには、多く、蒸氣力、又は、水力を利用す。いはゆる發電所とは、此發電機を使用して、電流を起す所をいふなり。

電流の利用は、極めて廣し。電信、電話、電氣燈、電車など、みな、之を利用せるものなり。

電信機は、電池、電線、發信機、受信機の四要部より成る。發信機は、電池に起る電流を斷續せしむるものにして、受信機は、電氣磁石と、之に對する槓杆てんかんとより成れるもの

は、點を紙上に現すなり。されば、此線又は、點と、これらを



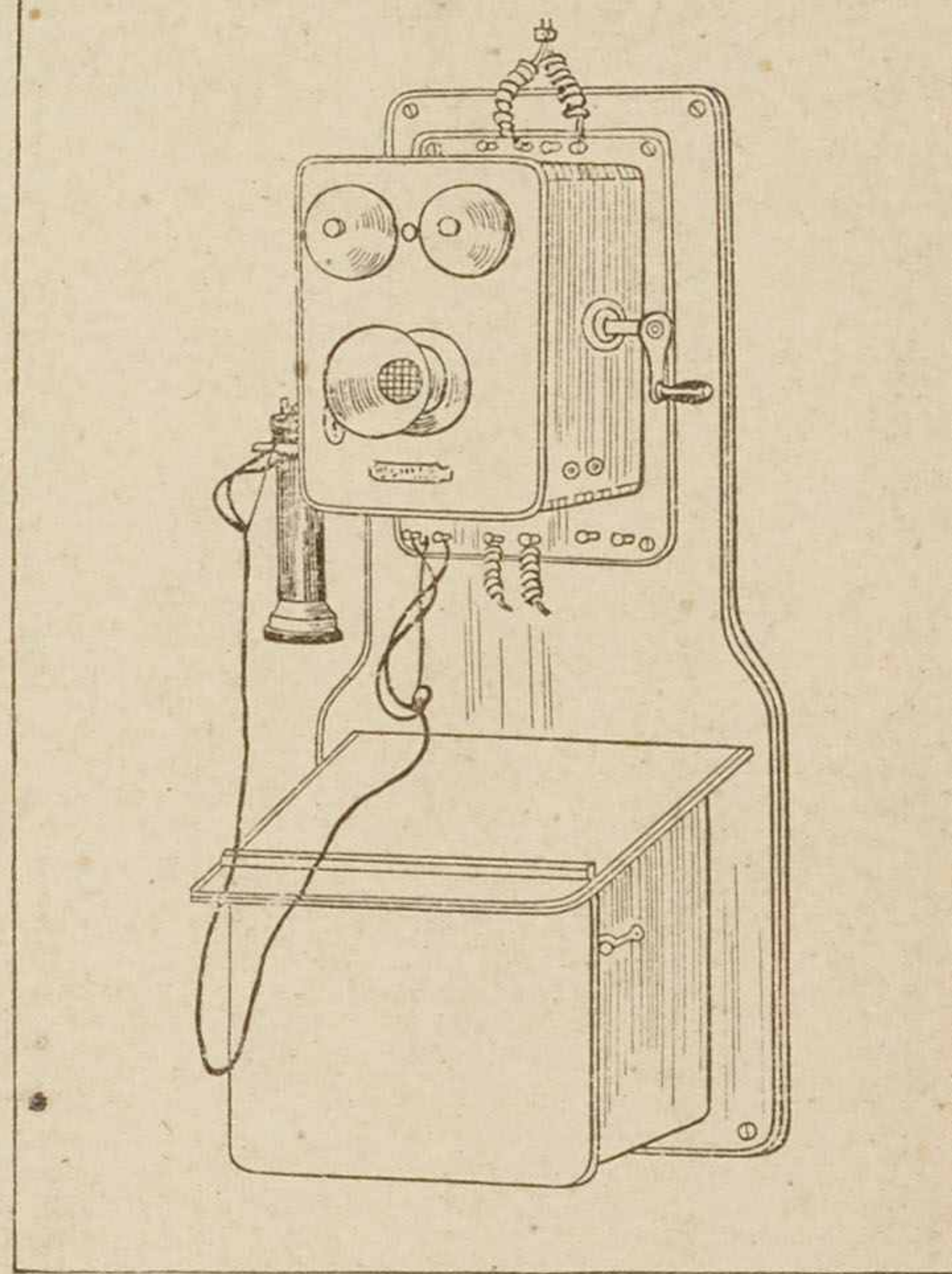
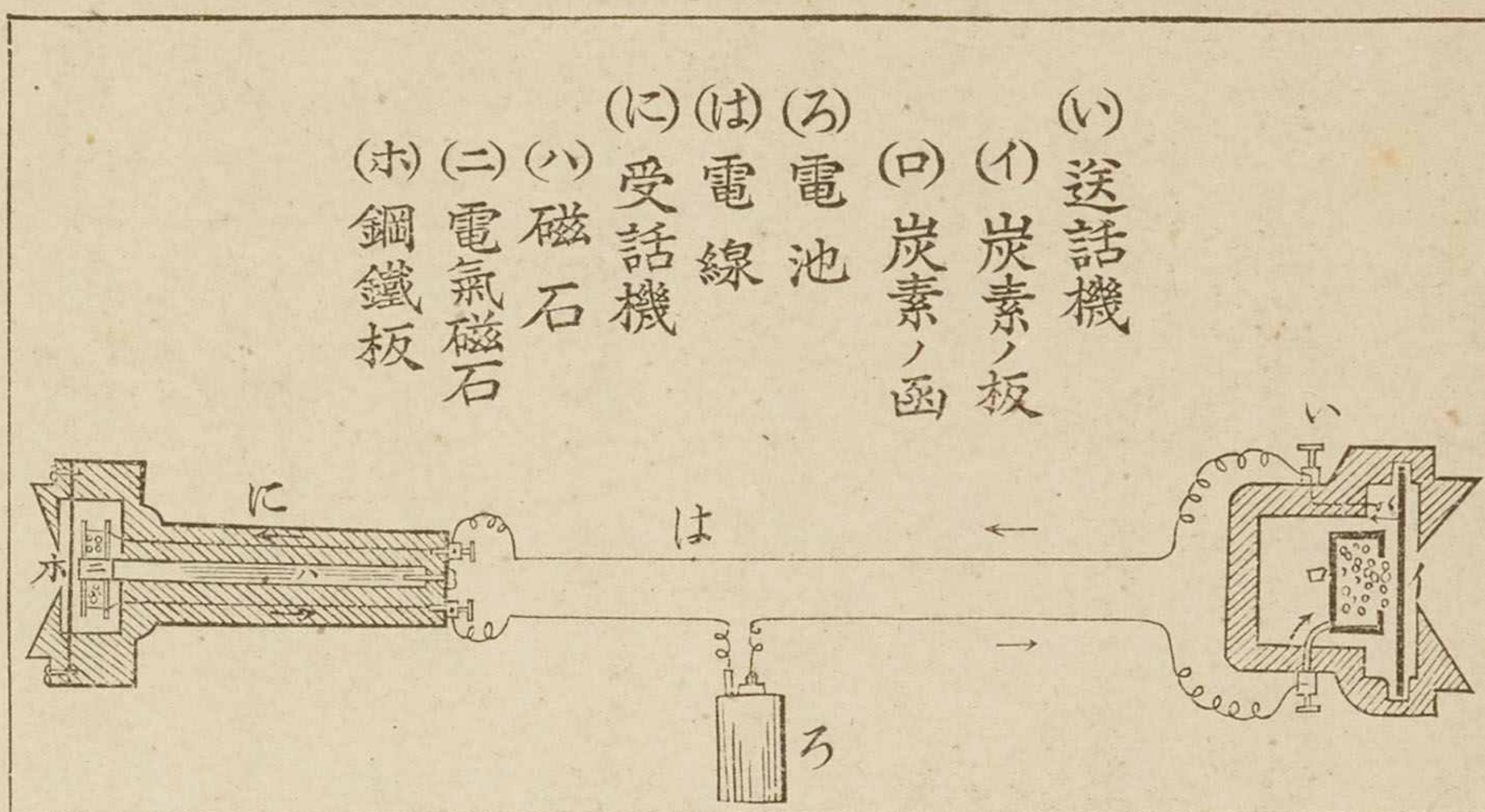
なり。いま、發信機の釘ぼたんを長く、短く斷續して押すときは、之に應じて、電池より、長き、短き電流起る。此電流、地中を通じて、受信機の電氣磁石に達し、電線を経て、電池に歸る。其時、電氣磁石を働かしめて、或は、槓杆の一端にある鐵片を引きつけ、或は、之を放つがゆゑに、槓杆の他端につきたる金屬は、之にしたがって、線又

組み合せたるものとを、あらかじめ、文字の符號とするときは、之にて、自由に、音信を通ずることを得。

電信機にて、音信を通ずるときは、よく、一瞬時の間に、幾萬里の外に達すべきがゆゑに、すべて、至急を要する音信は、みな、之によつて通ずべし。又、近時、無線電信といふもの發明せられて、燈臺、軍艦、又は、潮流の急激なる海峡に隔てられたる所とも、電線なくして、音信を通ずることを得るに至れり。

第十三課 電氣の利用。(二)

電信機は、かくの如く便利なるものなれども、之によつて談話することあたはず。しかるに、ある距離の間にては、



自由に談話す
 ることを得る
 ものあり。電話
 機是れなり。

電話機は、電池、

電線、送話機、受話機の四要部より成

る。送話機は、炭素の粒を充てたる炭

素の函と、之に接する、薄き炭素の板

とより成れる機械にして、受話機は、

磁石の一端に電氣磁石をつけたるものと、之に對する、

薄き鋼鐵板とより成れる機械なり。いま、送話機の口に

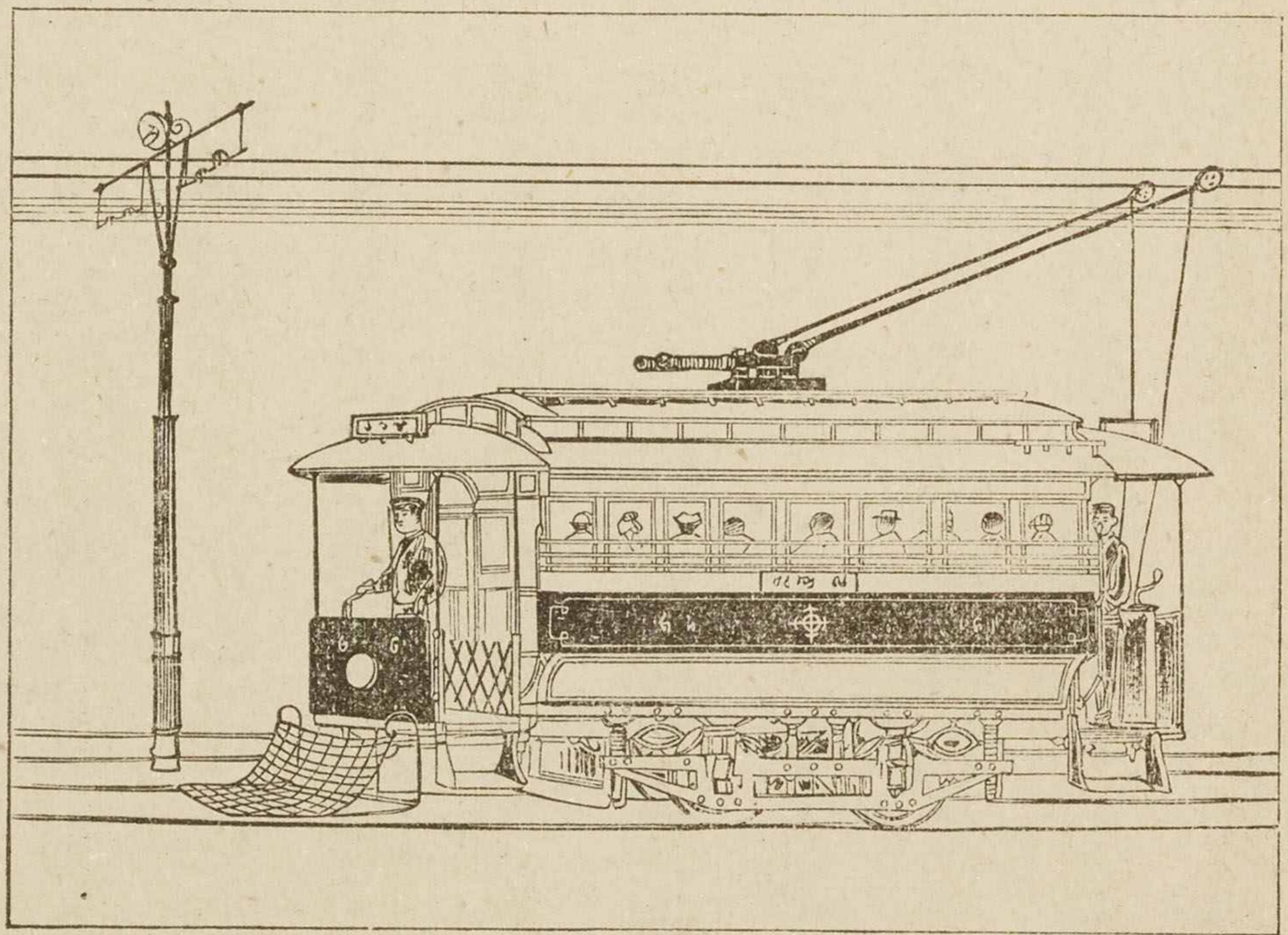
向つて談話するときには、炭素の板は、音の高低にしたがつて振動し、炭素の粒を壓すること、或は強く、或は弱し。而して、送話機、電線、及び受話機を通ずる電流も、これがために、或は強く、或は弱くなりて、受話機の電氣磁石を働かしめ、鋼鐵板を引くこと、或は強く、或は弱し。したがつて、鋼鐵板は原音に等しき音を發生す。されば、談話せんとするもの、送話機の口に向つて語り、之を聞くもの、受話機を耳に近づけて聞くときは、全く、席を同じうして談話するが如き感あるべし。

電信機と電話機とは、かくの如く、主として、電池にて起せる電流を利用するものなれども、電氣燈、電車などは、

極めて強き電流を要するがゆゑに、主として、發電機にて起せる電流を利用す。

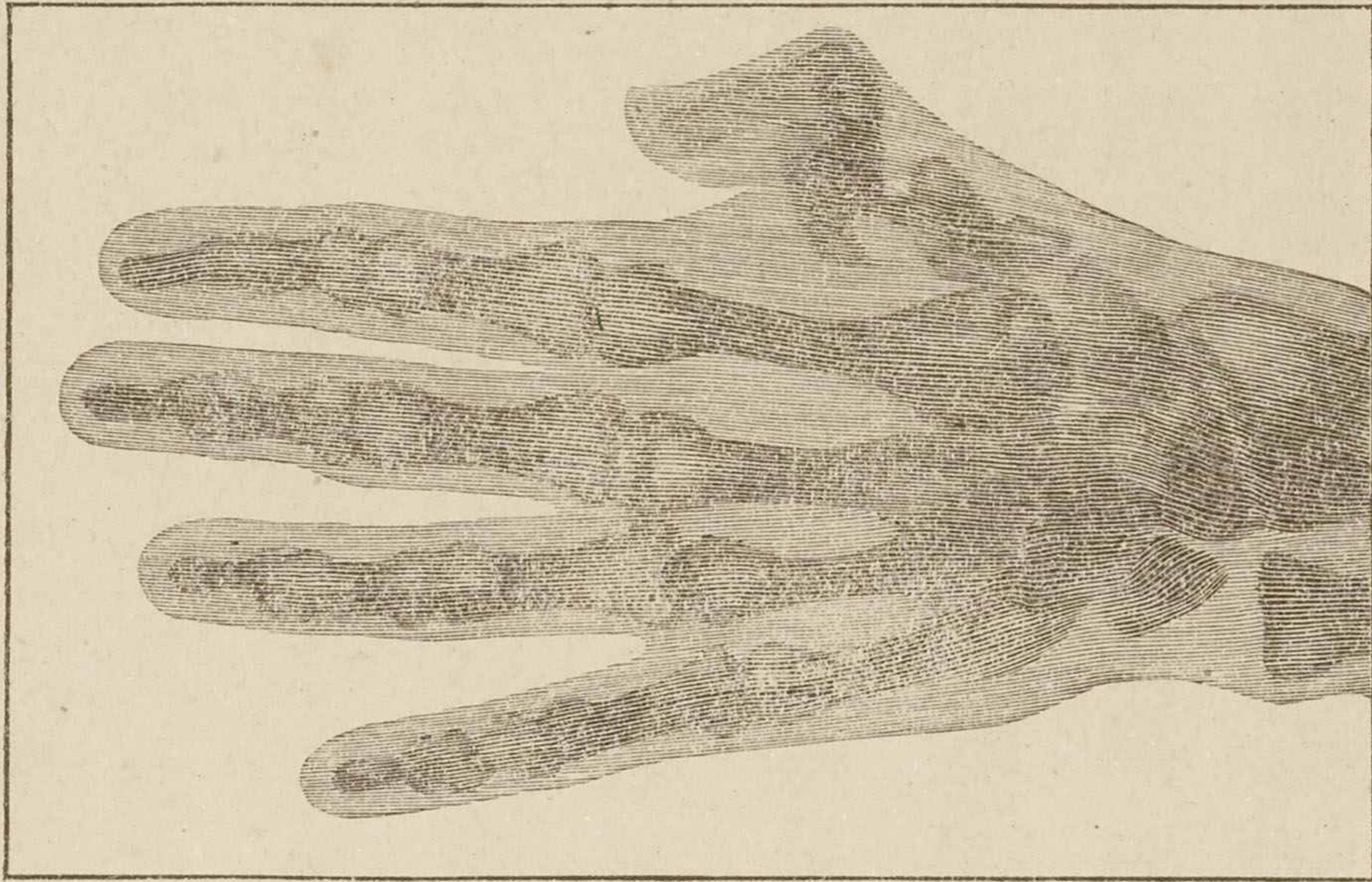
電氣燈には、白熱燈と弧燈との二種あり。白熱燈は、眞空の、がらすのほやの中に、極めて細き、炭素の線を入れたるものにして、之に電流を通ずるときは、炭素の線は燃ゆることなくして、極めて強き光を放つ。又、弧燈は二本の、炭素の棒を近づけたるものにして、之に電流を通ずるときは、炭素の棒の尖端、いちじるしく熱せられて、其間に、弧状の、極めて強き光を放つ。白熱燈は、主として、室内を照すに用ひ、弧燈は、主として、街路を照すに用ふ。次に、電車には、其仕掛種々あれども、現今、東京、京都、名古屋

屋などに設けたるは、車體の下部に、電動機をすゑつけ、空中に架せる導線より通ずる電流にて、電動機を廻轉せしめ、かくて、車體をして、れゝるの上を進行せしむるものなり。進行速かにして、動搖少く、運轉自在にして、甚だ便利なり。電動機は、精米、印刷、紡績、煙草製造の機械、其他種々の機械の運轉にも使用す。以上述べたるもの、ほか、電流は、尚多くの場合に利用



高讀八

す。即ち、めきき^{めきき}に利用し、印刷に用ふる電氣版の製造に利用し、又、冶金^{やきん}に利用す。近時、又之を使用して、一種の線を



発見せり。えきす線^{えきすせん}是れなり。えきす線は、がらす管中のがす體を、極めて稀薄にしたるものに電流を通ずるとき發する放散線^{ほうさんせん}なり。普通の光線とは、大いに異にして、木、竹、布、紙、革、筋肉などを透過すれども、がらす、水晶、骨、角、多くの金屬などは、透過することあた

はず。されば、此線の發する所に、錢を入れたる革の財布、又は、人の手などをかざすときは、朦朧たる、財布又は、筋肉の影の中に、暗黒なる、錢又は、骨の陰影を認むべし。え、きす線は人體の内部をうかがふに便利なるがゆゑに、醫術上に利用すること多し。

第十四課 大日本帝國憲法、及び、皇室典範。

憲法ハ國家統治ノ原則ヲ定メタルモノナリ。主權者ハ、之ニヨリテ、國家ヲ統治シ、臣民ハ、之ニモトヅキテ、其權利ト、財産ノ安全トヲ保護セララル。

憲法アル國ヲ立憲國トイフ。西洋立憲國ノ憲法ハ、多ク、人民ノ主權者ニ迫リテ、幾多ノ紛乱ヲ重ネ、鮮血ヲ流シ

テ制定セルモノニシテ、主權者ノ意志ヨリ出デテ、之ヲ制定セルモノハアラス。然ルニ、大日本帝國憲法ハ、我天皇陛下ガ、深ク、國家ノ隆盛ト、臣民ノ幸福トヲ増進センコトヲ望マセタマフ大御心ヨリ制定シタマヒタルモノニシテ、明治二十二年二月十一日、紀元節ノ佳節ヲ以テ、萬民歡呼ノウチニ發布シタマヒタルナリ。ワレ等ハ天皇陛下ノ大御心ヲ體シタテマツリ、此憲法ヲジンポ遵奉シテアヤママルコトナキヲ期セザルベカラズ。

大日本帝國憲法ハ七章、七十六條ヨリ成ル。第一章ニハ、主トシテ、天皇ノ大權ヲ定メ、第二章ニハ、臣民ノ權利義務ヲ定メ、第三章ニハ、帝國議會ノ組織、權限ヲ定メ、第四

章二ハ、國務大臣、樞密顧問ノ職責、第五章ニハ、裁判所ノ
權限ヲ定メタリ。又、第六章ニハ、國家ノ會計ニ關スルコ
トヲ定メ、第七章ニハ、補則トシテ、憲法ノ改正ニ關スル
コトナドヲ定メタリ。イマ、第二章ノ條文ヲ掲グベシ。

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所

ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格

ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ
就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役

ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納
稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住
及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮
捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ
裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除
ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索

セラル、コトナシ。

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除

ク外信書ノ祕密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コ

トナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民

タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有

ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論

著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ム

ル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家

事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコト

ナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令

又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

天皇陛下ハ大日本帝國憲法ヲ發布シタマヒシ日、皇室

典範トイフモノヲ制定シタマヒタリ。皇室典範ハ、天皇

陛下ガ祖宗ノ遺訓ニ鑑^{カン}ミテ定メタマヒタル、皇室ノ御

家法ナリ。十二章、六十二條ヨリ成ル。イマ、皇位繼承ノ御

高讀ハ

高讀ハ

事ヲ定メタル、第一章ノ條文ヲ掲グミシ。

事ヲ定メタル第一章ノ條文ヲ掲グベシ。

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第十五課 井上毅とぼあそなード。

故文部大臣井上毅こほし或日時の法律顧問ふらんす人ぼあそなードを其家に訪問せしに、ぼあそなードは例の如く、机によりて、餘念なく、法文を起草し居たるが、顔色憔悴せうすいして、つねならぬ様なりしかば、「病やある」と問ひしに、「じかり脚氣なり」とて、其足を示す。毅之を見るに、兩足とも、水色になりて、腫はれふとりたり。何故に、しづかに養生せざるか」と問へば、「司法大臣と約束ありて、その日まで、若干箇條を起草しをへざるべからず。此義務は、病によりてそむくことあたはず」と答ふ。毅こほし且驚き且、おぼつかなく思ひて、急ぎて、時の司法大臣、

山田顯義あきよしの邸に到り、此よしを告げしに、顯義も、大いに驚きて、直に秘書官を遣はし、ぼあそなードを訪問せしめて、速かに轉地療養すべきよしすゝめたり。ぼあそなードは、約束當事者の命を受けて、始めて心おきなく、田舎まかに轉地したり。毅こへしひそかに歎息していはく、「およそ、職ある人々、もしかくまで深く、義務を重んじて勤めたらんには、諸般の事業のあがらざることやあるべき」といへり。

かくて、ぼあそなードの任ををへて、本國に歸らんとするや、毅こへしは病のために、其送別會に出席することあたはざりしかば、人をして、特に、此事を述べしめ、且、次のこと

ばを以て、はなむけ餞としたりきとぞ。

「われは、君が嘗て、我國を呼びて、『第二の本國』といへりしことを記憶す。われ等は、將來、遠く、君を海のあなたに望むとともに、君も、また、長く、第二の本國を忘れざることを知る。ほあそな—ど君よ。君の第二の本國が、立法、及び、諸般の事業において、如何に發達するかに注意して、幸に、われ等のために、必要なる勸告を怠ることなかれ。」

第十六課 親族。

民法は、財産上の事柄と、身分上の事柄とにつきて、人と人との間に生ずる關係を定めたる法典にして、われ等

が生活上に、密接なる關係を有せり。今、其中につきて、親族に關する規定の一斑いっぽんを掲ぐべし。

民法にいはゆる親族とは、六親等内の血族、配偶者、及び、三親等内の姻族をいひ、普通にいはゆる親族の意義とは、大いに異なり。血族とは血統の連續せる者をいひ、之を直系親、傍系親の二つとす。直系親とは、自己の出でたる者、例へば、祖父母、父母の如きと、自己より出でたる者、例へば、子、孫の如きとをいひ、傍系親とは、同始祖より出でて分派せる者、例へば、兄弟姉妹、伯叔父母の如きをいふ。次に、配偶者とは、夫よりは、其妻をいひ、妻よりは、其夫をいふ。又姻族とは、夫婦の一方より、他の一方の血族を

いふ。即ち、夫の血族は妻の姻族にして、妻の血族は夫の

いふ。即ち、夫の血族は妻の姻族にして、妻の血族は夫の姻族なり。

親等は、親族間の世數によりて、之を定め、一世を以て、一親等とす。而して、血族なる直系親の關係に於ては、自己より、上、又は、下に數へて、之を定む。例へば、父母及び子は一親等にして、祖父母及び孫は二親等なるが如し。又血族なる傍系親の關係に於ては、自己より、同始祖に溯り、さかのぼさらに、其始祖より、其傍系親に下るまでの世數によりて、之を定む。例へば、兄弟姉妹は二親等、伯叔父母は三親等、從兄弟姉妹は四親等なるが如し。姻族の親等は、自己の配偶者を本として、之を定む。其方法は、血族の場合と

異なることなし。

同一の戸籍を有して、親族の組織する團體を家といふ。家の長を戸主といひ、戸主の親族にして、其家に在る者、及び、其家に在る者の配偶者を家族といふ。

戸主、及び、家族は、みな、其家の氏を稱す。戸主は、其家族の居所を指定し、其婚姻、又は、養子縁組をなすとき、之に同意し、又は、之を拒否する権利などを有すると共に、又、其家族を扶養すべき義務を有す。

男子満十七年、女子満十五年に達するときは、婚姻をなすことを得。されど、直系血族、又は、三親等内の傍系血族の間に於ては、婚姻をなすことを得ず。子が婚姻をなす

には、男子は満三十年、女子は満二十五歳に達し、

の間、於ては、婚姻をなす

には、男子は満三十年、女子は満二十五年に達したるときの外、其家に在る父母の同意を得るを要す。而して、妻は、婚姻によりて、夫の家に入り、入夫及び婿養子は妻の家に入る。夫婦は、互に扶養すべき義務を負ひ、妻は夫と同居すべき義務を負ふ。

子ありて、親子の關係を生ず。子には、實子と養子とあり。實子は血統の連續せる者にして、養子は、他人の子を以て、自己の子としたる者なり。養子は、縁組の日より、養親の家に入り、養親の嫡出子たるべき身分を得。

獨立の生計を立つる成年者、即ち、満二十年に達したる者の外、子は、其家に在る父の親權に服す。父死したると

き、家を去りたるとき、又は、親權を行ふことあたはざる
ときは、家に在る母、親權を行ふ。親權を行ふ者は、子を懲
戒し、未成年の子の監護、及び、教育をなし、其居所を指定
し、其職業を營むことを許否し、其財産を管理するなど、
種々の權利、義務を有す。

未成年者に對して、親權を行ふ者なきとき、心神喪失の
ために、禁治産の宣告を受けたる者あるときなどには、
これ等の者のために、後見人を設く。後見人は、被後見人
の財産を管理し、且、之に代りて、其財産に關する、諸般の
行爲をなす。其他、未成年者の後見人は、親權を行ふ父、又
は、母と同一なる權利、義務を有し、禁治産者の後見人は、

禁治産者の資力に應じて、其寮養、看護、事務をなす。

は母と同一たる相続人なり。其の順序は、

高讀八

禁治産者の資力に應じて、其療養、看護を務むるを要す。民法には、又相続に關する事柄を定めたり。相続に關する事柄は、以上述べたる事柄と關係深きがゆゑに、今、又、少しく、之を説明すべし。

相続には、家督相続と遺産相続とあり。家督相続とは、戸主死亡の場合などに、其權利、義務を相続するをいふ。而して、相続人は、親等の遠近、長幼の關係など、一定の順序によりて定まる。即ち、子は孫に先ち、兄は弟に先ちて、家督相続人となるなり。又、遺産相続とは、家族死亡の場合に、其財産に屬する、一切の權利、義務を相続するをいふ。此相続も、また、民法にて定められたる順序によるなり。

第十七課 處世の歌。

勤勉なれよ、物ごとに。

忠實なれよ、物ごとに。

勤勉ならでは、功成らず、

忠實ならでは、身は立たず。

親むべきは勤勉よ。

遠ざくべきは怠惰なり。

百折たわまぬ精神は、

貴ぶべきがかぎりなり。

千辛萬苦はなにならず、

成功導く良教師。

千辛萬苦は、われどちの

力をためす試金石。

世にある人は、たれも皆、

自立自營をはかるべし。

着實こそは功を成せ、

身を誤るは投機なり。

他にのみすがるど奴隷れい心、

奴隷の心持つなゆめ。」

からだに、常に注意して、

健全なれと願ふべし。

中にも、酒は害多く、

百病のもと、いふぞかし。

殊に、品行つゝしみて、

疵きずなき人となれよ。なれ。」

儉約こそは家を興し、

身をも立つべきもとの基もとなれ。

無益の費はぶきつゝ、

いさゝかにても、財を積み。

いさゝかづつも貯へば、

塵も積りて、山となる。」

規律正しく、身をもたば、

ならひ性ともなりぬべし。

約せし時間たがへぬも、

すべての約に従ふも、

常に守れる規律より

起れることよ、おのづから。」

相助くるは人の道、

人あはれむは人の道。

人の不幸を見すぐすは、

人の人たる道ならず。

不幸の人に逢ひたらば、

我身をつみて恵むべし。」

かく思ひなば、我家も、

我身も、常に榮ゆべく、
社會に出でては、よき人と、

社會の人には、はるべく、
國家にありては、すぐれたる

國民とこそなるべけれ。」

重荷を負ひて、遠き道

行くにぞ似たる、人生は。

心しづかに、いそがずて、

徳をば修め、智をみがき、

御國のために勵みつゝ、

國の光をかがやかせ。」

第十八課 政務の組織。(一)

我國の政務は、萬世一系の天皇が、之を御統べになるのである。しかし、國務大臣の輔弼ほいつによつて、天皇の親裁あらせられる大權のほかは、或は、帝國議會に與らせ、或は、政府、又は、自治團體に行はせ、或は、裁判所に行はせになつてゐる。

帝國議會の與る政務の範圍は、立法、即ち、法律の制定である。すべて、法律は、法律案として、いちおし、帝國議會に提出し、其協賛を経た後に制定すべきもので、之を経なければ、制定することはできないのである。しかし、立法權を行ふのは、天皇の大權であつて、帝國議會は、唯、之に與

るに過ぎないのであるから、たとひ、帝國議會の協賛を
經た法律案でも、天皇が御裁可にならなければ成立し
ないのである。即ち、法律は、政府又は、貴族院、衆議院の提
出した法律案を、帝國議會が協賛して後、天皇が之を御
裁可になつて、はじめに成立することになるのである。

帝國議會は、天皇が立法權を行ひになるに當て、之に與
るばかりでなく、又、歲出入の豫算を協賛する權限を有
してゐる。即ち、歲出入の豫算は、毎年、政府が之を提出し
て、帝國議會の協賛を經べきことになつてゐる。

帝國議會は、貴族院と衆議院とから成立するもので、兩
院が同時に成立しなれば、帝國議會は成立せず、兩院

の決議が一致するのでなければ、帝國議會の協賛とはならないのである。

貴族院は、貴族院令に定めてあるところによつて、五種の議員即ち、(一)皇族、(二)公、侯爵、(三)同爵中から選舉された伯、子、男爵、(四)國家に勳勞あり、又は、學識あるものから、特に勅選されたもの、(五)各府縣に於て、多額の直接國稅を納めるもの、十五人の中から、一人を互選し、其選に當て、勅任されたもので組織する。第三種、第五種の議員の任期は七箇年で、其他は、すべて終身である。

衆議院は、選舉法に定めてあるところによつて、一定の選舉資格を有する臣民の公選した議員で組織する。衆議

院議員の任期は四箇年である。

貴族院と衆議院とは相合して帝國議會の權限を行ふのであるけれども、各議院は又獨立して上奏し、建議し、且、臣民の請願を受けることができ、上奏とは天皇に文書を奉呈し、又は、奏聞することはいひ、建議とは、政府に文書を提出して、意見を述べることはいふ。又、議院は、臣民の請願を受けると、之を調べて、政府に紹介するのである。

次に、政府又は、自治團體の行ふ政務の範圍は、行政、即ち、法律、勅令の範圍内に於て、種々の政務を行ふことである。行政は、之を國の行政と、自治行政との二つに分ける

ことができ。國の行政は行政官廳の行ふ政務で、自治行政は自治團體の行ふ政務である。

第十九課 政務の組織。(二)

國の行政の機關は、之を中央官廳と地方官廳とに分けることができ。中央官廳は、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各省大臣である。又、各省大臣の首班として、行政各部の統一を保つのは内閣總理大臣である。各省大臣の主任の事務は、だいたい、次のとおりである。

外務大臣は、外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護、及び外國に在留してゐる帝國臣民に關

する事務を管理し、外交官及び領事官を指揮監督する。内務大臣は、神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、宗教、出版などに關する事務を管理し、臺灣總督、警視總監、北海道廳長官及び府、縣知事を監督する。

大藏大臣は、政府の財務を總轄し、會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物及び銀行に關する事務を管理し、府、縣、郡、市、町、村と公共組合との財務を監督する。

陸軍大臣は、陸軍軍政を管理し、陸軍軍人、軍屬を統督し、所轄諸部を監督する。

海軍大臣は、海軍軍政を管理し、海軍軍人、軍屬を統督し、所轄諸部を監督する。

司法大臣は裁判所と検事局とを監督し、檢察事務を指揮し、戸籍、監獄などに關する事項、其他種々の司法行政事務を管理する。

文部大臣は教育、學藝に關する事務を管理する。

農商務大臣は農、商、工、水産、林野、鑛山、發明、意匠いしょう、商標しょうひょう及び、地質に關する事務を管理する。

逓信大臣は官設鐵道、郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、及び、航路標識ひょうしきを管理し、北海道官設鐵道、私設鐵道、電氣、造船、水陸運輸に關する事業、及び、航路、船舶、海員を監督する。

各省大臣は、其主任の事務について、法律、勅令を執行し、

安寧秩序を維持するため、又は、特別の委任によつて、省令を發することができらる。

第二十課 政務の組織。(三)

朝鮮樺太

全國の行政區畫を分て、三府、四十三縣、北海道、臺灣とする。府縣には、知事をおき、北海道には、北海道廳長官をおき、臺灣には、臺灣總督をおいてある。これらが、即ち地方官廳である。

各府縣知事は、内務大臣の指揮監督を承け、各省の主務について、各省大臣の指揮監督を承けて、法律命令を執行し、部内の行政事務を管理する。北海道廳長官の職權も、大略之に似てゐる。府縣知事、北海道廳長官は、其職

權、又は、特別の委任によつて、管内一段、又は、其一部を、府縣

権も大町之に似てゐる。府県知事、市道廳長、市長、町長、村長、各郡に、郡長を

高讀八
高讀八

權又は特別の委任によつて管内一般又は其一部に府縣令又は廳令を發することができ、又非常急變があつて兵力を要するときは師團長又は旅團長に知らせて出兵を請ふこともできる。

府縣知事は一般に警察消防の事務をも掌^{つかさど}てゐるけれども唯東京府ばかりは別に警視總監を置いて之を掌らせてある。警視總監は東京府下の警察事務について其職權又は特別の委任によつて管内一般又は其一部に廳令を發することができ、又其主務については東京府下の島司、郡市、區長及び町村長を指揮監督する。各郡に、郡長を置いてある。郡長は知事の指揮監督を承

けて、法律、命令を、部内に執行し、部内の行政事務を掌理し、部内の官吏を監督し、町、村長を指揮、監督する。勅令で指定された島地には、島司をおき、北海道の支廳には、支廳長をおいてあるが、其地位、権限は、郡長と同じである。臺灣總督は臺灣と澎湖列島とを管轄し、委任の範圍内に於て、陸、海軍を統率し、内務大臣の監督を承けて、諸般の政務を統理する。總督は、其職權、又は、特別の委任によつて、總督府令を發することができ、又、安寧、秩序を保つ上に、必要と認めたとときには、兵力を使用することもできる。

臺灣には、あまたの廳をおき、廳長をして、臺灣總督の指

揮監督を承けて、部内の行政事務を掌^{つかさど}らせてある。

さて、以上は國の行政の機關であるが、自治行政の機關は地方の自治團體である。地方の自治團體のことは、既に大體を述べておいたから、こゝには省いておく。

次に、裁判所の行ふ政務の範圍は、司法、即ち民事、刑事の訴訟を裁判することである。

裁判所には、區裁判所、地方裁判所、控^け訴^そ院、大^{だい}審^{しん}院といふ、四つの階級がある。區裁判所は第一審の裁判所で、輕微な事件を判決し、地方裁判所は第一審の裁判所として、區裁判所に屬する事件よりは、重大な事件を判決し、第二審の裁判所として、區裁判所の判決に服しない控訴

事件を判決する。又、控訴院は、第二審の裁判所として、地方裁判所の、第一審の判決に服しない控訴事件を判決し、上告の裁判所として、地方裁判所の、第二審の判決に服しない上告事件を判決する。大審院は最高級の裁判所で、控訴院の、第二審の判決に服しない上告事件を判決する。上告事件の判決は最終のもので、かならず服しなければならぬ。控訴院と大審院とは、又、皇族の犯罪に對して判決する、特別の権限を有する。裁判所で、民事、刑事の訴訟を判決する官吏を判事といふ。判事は、いはゆる終身官で、刑法の宣告、又は懲戒の處分によるほかには、免職されるよゝはない。すべ

て、裁判の公平であるか、偏頗へんぱであるかは、國家の威信と、臣民の幸福、安寧とに、大關係のあるものであるが、もし、其裁判を掌つかさどる判事の地位が不安であつて、容易に、行政官吏のために動かされるものとする、或は、偏頗を判決をもしないとも限らないので、かよゝに、終身官としてあるのである。

裁判の對審判決は、おほむね、之を公開する。之を公開することとも、裁判の公平を保つ上に、最も必要な方法で、秘密は、まゝ、私曲、偏頗へんぱの媒まかちとなることをまぬかれたいけれども、之を公開して、社會公衆の前に行へば、公明正大となるべきことは自然の勢であるからである。

又、各裁判所に附屬して、辯護士といふものがある。辯護士は當事者の委任を受け、又は、裁判所の命令に従つて、法律に定めてある職務を行ふものである。

陸、海軍人、軍屬は特別の義務を負つてゐるから、其犯罪は、通常の裁判所で行はないで、陸軍軍法會議、又は、海軍軍法會議で行ふことになつてゐる。

こゝに、又、行政裁判所といふ裁判所がある。これは行政廳の違法處分によつて、權利を傷害されたものゝために、法律、勅令により、特に、出訴を許した事件について裁判する所である。

をはり。

72435

国立国語研究所



1000605368

明治三十七年五月八日	明治三十七年五月九日	明治三十七年五月十日	明治三十七年六月五日	明治三十七年七月五日
印刷	發行	翻刻	翻刻	翻刻
行	行	發行	發行	發行

著作權所有

著作兼
發行者

文部省

明治三十四年六月十四日
文部省檢査濟

(一七五二)

翻刻
發行者

日本書籍株式會社

代表者
東京市日本橋區新右衛門町十七番地

大橋新太郎

印刷者

愛敬利世

東京市小石川區久堅町百八番地
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所

博文館印刷所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地

發賣所

株式會社
國定教科書共同販賣所

高等小學讀本八

定價金九錢

高讀八

0.0

24